

令和5年度 公文書開示状況（令和6年3月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
39	R6. 1. 25	R6. 3. 25	・ 報告書（令和5年5月9日付） ・ 改善計画書（令和5年5月16日付） ・ 改善計画書の取り組みについて経過報告（令和5年10月20日） ・ 改善状況等報告書（令和5年10月26日付） ・ 改善計画書の取り組みについて経過報告（令和6年1月12日） ・ 実地指導に伴う改善状況等報告書（令和5年10月26日）	140	1						1	1	1		1			・ 対象部分は、当該病院職員の個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 ・ 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号（事業活動情報）に該当する。 ・ 対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 ・ 対象部分は、本情報は当該病院が公にされないことを信頼して実施機関へ報告した結果得られた情報であって、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）にも該当するため、不開示とする。	保健医療局医療政策部医療安全課
40	R6. 2. 26	R6. 3. 4	地方委任医薬品等製造販売承認品目一覧（ただし、医薬品及び医薬部外品について、販売名、製造販売業者、承認年月日、承認番号及び薬効名を記載したものに限る。また、令和5年7月1日から令和5年12月31日までに承認したものに限る。）	1	1														保健医療局健康安全部業務課
41	R6. 1. 12	R6. 3. 12	販売名：〇〇 （1）改善着手報告書 ・ 指定管理医療機器製造販売認証書及び指定管理医療機器製造販売認証申請書（認証日 平成20年02月15日） ・ 指定管理医療機器認証事項軽微変更届書 （2）改善終了報告書 販売名：〇〇 （1）改善着手報告書 ・ 指定管理医療機器認証事項軽微変更届書 ・ 指定管理医療機器製造販売認証事項一部変更認証書及び指定管理医療機器製造販売認証事項一部変更認証申請書 ・ 指定管理医療機器製造販売認証書及び指定管理医療機器製造販売認証申請書 （2）改善終了報告書	300	1		1			1	1	1					【一部開示】 （第7条第2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため （第7条第3号） 当該法人の取引先相手がわかる内容であり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれるとみとめられるため （第7条第4号） 当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましによる文書偽造、虚偽申請等犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【不存在】 当該内容に係る公文書は、保存期間経過により廃棄され存在しないため。	保健医療局健康安全部業務課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
42	R6. 1. 18	R6. 3. 18	動物取扱業者に対する調査について（依頼）	153		1					1	1	1		1			(第7条第2号) 個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (第7条第3号) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (第7条第4号) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため (第7条第6号) 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	保健医療局健康安全部環境保健衛生課	
43	R6. 2. 13	R6. 3. 29	医薬部外品製造販売承認申請書、承認審査に係る照会事項及び回答書 販売名：〇〇 製造販売元名称：〇〇株式会社	17		1					1	1	1		1			(第7条第2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため (第7条第3号) 当該法人の取引先相手がわかる内容であり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれるとみとめられるため (第7条第4号) 当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましによる文書偽造、虚偽申請等犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (第7条第6号) 承認に係る審査内容を明るみにすることで、当局の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局健康安全部薬務課	
44	R6. 1. 4	R6. 3. 4	集中的検査に係る検査キット申請及び検査結果報告	4		1					1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) 公にすることにより、施設内での感染疑い者の発生状況が明らかとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課	
45	R6. 1. 4	R6. 3. 4	令和5年4月24日付5福保感防第384号の起案文書 物品受領書	22		1					1	1						(7条2号) 特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害する恐れがあるため。 (7条3号) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	感染症対策部医療体制整備第二課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
46	R6. 1. 9	R6. 3. 8	集中的検査に係る検査キット申請及び検査結果報告	4		1						1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) 公にすることにより、施設内での感染疑い者の発生状況が明らかとなり、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課
47	R6. 1. 4	R6. 3. 8	令和5年4月24日付5福保感防第384号の起案文書 物品受領書	22		1						1	1						(7条2号) 特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害する恐れがあるため。 (7条3号) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	感染症対策部医療体制整備第二課
48	R4. 9. 16	R6. 3. 18	PCR等検査無料化事業における、実施計画書一切（2022年9月16日現在で存在するもの）	968		1						1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の検査能力が広く知られることとなり、当該事業者に対し競争上又は事業運営上不利益を及ぼす恐れがあるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす恐れがあるため	感染症対策部医療体制整備第二課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが1件あります。